

準加盟クラブ規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Bリーグ規約」第15条に基づき、Bリーグが、将来Bリーグへの入会を目指すクラブを、準加盟クラブ（以下「準加盟クラブ」という）として認定する際の事項について定める。

第2条〔準加盟クラブの条件〕

- (1) 準加盟クラブへの認定を申請するクラブ（以下「申請クラブ」という）は、法人として次の条件を満たしていなければならない。
 - ① Bリーグ規約第1条〔Bリーグの目的〕に賛同していること
 - ② 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であり、原則として1年以上の運営実績があること
 - ③ 主な株主がBリーグの理念に賛同していること
 - ④ 将来のBリーグ入会を目指し、Bリーグの指導を受けながら、Bリーグ入会に向けた取り組みを進める意思を持っていること
 - ⑤ Bリーグ入会後のホームタウンを予定または決定していること
 - ⑥ バスケットボールクラブ運営を主たる業務としていること
 - ⑦ B3リーグに入会していること
 - ⑧ 天候、日時を問わず、トップチームが練習できる場所を確保できる状態であること
 - ⑨ 将来普及活動（バスケットボールスクールまたはクリニック）を行う計画があること
 - ⑩ 適法かつ適正に決算が行われ、財務諸表および税務申告書類が作成されるとともに、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとBリーグが評価できる状態であること
 - ⑪ 定款が適法かつ適正に整備されていること
 - ⑫ 取締役（理事）に、第4号にいうホームタウンに居住または勤務している者が1名以上含まれていること
 - ⑬ 常勤役員（常勤理事）が1名以上、その他常勤社員（常勤職員）が3名以上いること。なお、常勤役員（常勤理事）は複数で、そのうち1名以上は代表取締役（代表理事）であることが望ましい
 - ⑭ 申請クラブのプライマリーロゴ、マスコットについて、理事会で別途定める「B.LEAGUE商標ガイドライン」に従った商標区分について商標を有効に登録済みであること。出願中または商標登録出願のための準備が速やかに始め

られる状態である場合には、「入会までに理事会で別途定める「B. LEAGUE商標ガイドライン」に従った商標区分について商標を有効に登録する旨」の確約書を提出すること。

- (2) 申請クラブは、申請にあたり、以下に定める協力を得なければならない。
 - ① 前項第4号にいう申請クラブの意思を、当該クラブの所属する都道府県バスケットボール協会が承認、支援していることを、当該バスケットボール協会が文書で具体的に示していること
 - ② 前項第5号において予定または決定したホームタウンが、当該クラブのBリーグ入会を応援するとともに、Bリーグ入会に向けた取り組みを支援する姿勢を、文書で具体的に示していること
- (3) 申請クラブは、アリーナ（ホームアリーナ）について、以下の条件を満たしていなければならない。
 - ① ホームアリーナを決定しており、当該アリーナについて前項第1号にいうバスケットボール協会および前項第2号にいう自治体がホームアリーナであることを承認していること
 - ② 加盟するリーグ戦のホーム試合を、第1項第4号にいうホームタウン内の特定アリーナで相当数開催できること

第3条〔準加盟クラブの権利〕

- (1) 準加盟クラブは、自己の名刺や印刷物へ「準加盟クラブ」と表記し、PRすることができる。ただし、Bリーグのロゴ、マーク、マスコット、エンブレム等は使用できない。
- (2) 準加盟クラブは、予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、B1およびB2の実行委員会にオブザーバーとして出席することができる。

第4条〔準加盟クラブの義務〕

- (1) Bリーグは準加盟クラブをBリーグ正会員に準じるものとして取り扱い、準加盟クラブは、Bリーグ規約第3条（第26条、第28条、第109条を含む）に定める遵守義務の適用を受けるものとする。
- (2) 準加盟クラブは、Bリーグからの活動全般に関する指導、助言を受け、また、Bリーグが指定する会議、研修等への出席を通じてBリーグ入会に向けた知識を深め、Bリーグの指示に従いながら着実な準備を行わなければならない。
- (3) 準加盟クラブは、一度予定または決定したホームタウンを変更または追加する場合には、理事会の承認を得なければならない。
- (4) 準加盟クラブは、Bリーグが相当の期日を定めて財務諸表、活動報告等の書類の提出を指示したときには、定められた期日までに提出しなければならない。
- (5) 準加盟クラブは、Bリーグが当該クラブに対して調査が必要と認められる場

合には、調査に協力しなければならない。ただしBリーグは、当該クラブに対し、調査内容を事前に明らかにするものとする。

- (6) 準加盟クラブは、以下の通り会費を支払うものとする。なお、一度支払われた会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- ① 準加盟クラブは、会費（年会費：対象年の7月1日～6月30日までの期間分）として、当年の7月末までに60万円を納入しなければならない
 - ② 前号に関わらず、年の途中で準加盟クラブに認定された場合は、資格認定された日から1か月以内に、認定日の属する月から6月30日までの残存月数に5万円を乗じた金額を納入する

第5条〔準加盟クラブの申請〕

- (1) 申請クラブは、Bリーグが別に指定する書類の提出をもって、随時申請を行うことができる。
- (2) Bリーグ規約第14条第1項に定める入会審査を受けるクラブは、同項に定める入会申込の日の前年の7月31日までに、Bリーグに準加盟クラブの認定を申請し、理事会の承認を受けていなければならない。

第6条〔審査〕

- (1) 前条第1項に基づく申請に際してクラブが提出した書類は、Bリーグが審査を行い、書類を受理した場合には、Bリーグが次項の審査を行う。
- (2) Bリーグは、申請クラブに対し、次の審査を行う。
 - ① 申請クラブの責任者および第2条第1項第4号にいうホームタウンの行政当局責任者からの聴聞
 - ② 地域との協力関係およびホームアリーナ、練習場等に関する現地調査
 - ③ クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Bリーグが必要と認める事項に関する調査
- (3) 理事会は、前2項の審査の結果を踏まえ、準加盟クラブ認定の可否を審議し、その結果を原則として申請日の90日後までに、申請クラブに書面で通知する。

第7条〔資格の停止および失格〕

- (1) 準加盟クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、理事会は当該クラブに対し、準加盟クラブとしての資格を最大1年間停止させ、または失格させることができる。
 - ① Bリーグの名誉を傷つけ、またはBリーグの目的に反する行為があったとき
 - ② 第2条に定める条件を満たさなくなったとき
 - ③ 第4条に定める義務に違反したとき

- (2) 前項の規定により準加盟クラブの資格を停止させ、または失格させる場合は、Bリーグはその事実と理由を公表する。
- (3) 前項の規定により準加盟クラブとしての資格を停止させまたは失格させようとする場合は、その議決を行う理事会以前に、当該クラブに弁明の機会を与えなければならない。

第8条〔準加盟クラブからの脱退〕

準加盟クラブは、チェアマンに書面で届け出ることにより、いつでも準加盟クラブから脱退することができる。ただし、脱退する場合は、Bリーグはその事実を公表するとともに、当該クラブは脱退した日から最低2年間は準加盟クラブに申請することができない。

第9条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第10条〔施行〕

本規程は、2015年7月30日から施行する。

〔制 定〕

2015年7月30日

〔改 定〕

2017年7月10日

2019年7月9日